

議 事 日 程 (4)

平成20年6月19日 午前10時00分開会

- | | | |
|------|----------------|---|
| 日程第1 | 町長提出議案 第44号 | 芦屋町事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第2 | 町長提出議案 第45号 | 芦屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第3 | 町長提出議案 第46号 | 芦屋町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第4 | 町長提出議案 第47号 | 芦屋町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第5 | 町長提出議案 第48号 | 芦屋町重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第6 | 町長提出議案 第49号 | 芦屋町農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第7 | 町長提出議案 第50号 | 芦屋町地域公共交通会議設置条例の制定について |
| 第8 | 町長提出議案 第51号 | 平成20年度芦屋町一般会計補正予算(第1号)について |
| 第9 | 町長提出議案 第52号 | 平成20年度芦屋町老人保健特別会計補正予算(第1号)について |
| 第10 | 町長提出議案 第53号 | 平成20年度芦屋町給食センター特別会計補正予算(第1号)について |
| 第11 | 町長提出議案 第54号 | モーターボート競走用モーター購入契約の締結について |
| 第12 | 町長提出議案 第55号 | 専決処分事項の承認について |
| 第13 | 町長提出議案 第56号 | 専決処分事項の承認について |
| 第14 | 町長提出議案 第57号 | 専決処分事項の承認について |
| 第15 | 町長提出議案 第58号 | 専決処分事項の承認について |
| 第16 | 町長提出議案 第59号 | 専決処分事項の承認について |

- 第17 町長提出議案 専決処分事項の承認について
第60号
- 第18 町長提出議案 芦屋町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第19 町長提出議案 芦屋町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第20 町長提出議案 芦屋町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第21 町長提出議案 庁舎改修本体工事（建築）請負契約の変更について
- 第22 町長提出議案 過疎地域自立促進計画（後期計画）の変更について
- 第23 町長提出議案 芦屋町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
第63号

【 出席 議 員 】 （13名）

1 番 辻本 一夫 2 番 貝掛 俊之 3 番 田島 憲道 4 番 小田 武人
5 番 岡 夏子 6 番 今井 保利 7 番 川上 誠一 8 番 松上 宏幸
9 番 本田 哲也 10番 益田美恵子 11番 中西 定美 12番 室原 健剛
13番 横尾 武志

【 欠 席 議 員 】 （なし）

【 欠 員 】 （なし）

事務局出席職員職氏名

局長 磨田 育生 書記 古野 嘉子

説明のために出席した者の職氏名

町 長 波多野茂丸 副町長 安高直彦 会計管理者 野口浩俊
教育長 中島幸男 総務課長 占部義和 企画課長 鶴原洋一
財政課長 鶴原光芳 建設課長 三友伸一 産業観光課長 内海猛年
税務課長 守田俊次 健康対策課長 小野義之 住民課長 入江明德

環境福祉課長 嵐 保徳 学務課長 富永秋則 社会教育課長 本田幸代
病院事務長 小池健二 競艇施設課長 中西 学

午前10時00分開議

○議長 横尾 武志君

おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で会議は成立いたします。よって、直ちに本日の会議を開きます。

○議長 横尾 武志君

お諮りします。日程第1、議案第44号から日程第17、議案第60号まで及び日程第18、議案第1号から日程20、議案第3号については、それぞれの委員会に審査を付託しておりますので、これを一括して議題とし、それぞれの審査結果の報告を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

それぞれの委員長から審査結果報告書及び閉会中の継続審査申出書が提出されておりますので、局長にこれを朗読させ、報告にかえます。局長に朗読を命じます。

〔朗 読〕

報告第4号

平成20年6月18日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

総務文教常任委員会委員長 室原 健剛

総務文教常任委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第72条の規定により報告します。

記

議案第45号 芦屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決

議案第46号 芦屋町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決

議案第47号 芦屋町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決

議案第48号 芦屋町重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決

- 議案第51号 平成20年度芦屋町一般会計補正予算（第1号）について、原案可決
- 議案第52号 平成20年度芦屋町老人保健特別会計補正予算（第1号）について、原案可決
- 議案第53号 平成20年度芦屋町給食センター特別会計補正予算（第1号）について、原案可決
- 議案第54号 モーターボート競走用モーター購入契約の締結について、原案可決
- 議案第55号 専決処分事項の承認について、承認
- 議案第56号 専決処分事項の承認について、承認
- 議案第57号 専決処分事項の承認について、承認
- 議案第59号 専決処分事項の承認について、承認
- 議案第60号 専決処分事項の承認について、承認
- 議案第1号 芦屋町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、修正可決
- 議案第2号 芦屋町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について、修正可決
- 議案第3号 芦屋町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、修正可決

修正、議案第1号中、附則の「平成20年4月1日」を「平成20年7月1日」に改める。

議案第2号中、附則の「平成20年4月1日」を「平成20年7月1日」に改める。

議案第3号中、「第1条第1号中「345,000円」を「331,000円」に改め、同条第2号中「318,000円」を「305,000円」に改め、同条第3号及び第4号中「308,000円」を「296,000円」に改め、同条第5号中「298,000円」を「286,000円」に改める。」とあるを削除するとともに、「第5条第2項を次のように改める。2、期末手当の額は、前項の期日現在において議員等が受けるべき報酬の月額及び報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては、100分の160を、12月に支給する場合においては、100分の175を乗じて得た額とする。」とあるを削除し、「第5条第3項を削る。」とあるを削除し、「平成20年4月1日」を「公布の日」に改める。

なお、議案第3号の削除した条項については、平成18年度中に議会自らの改革により行政改革の一環として、議員定数3名の削減・行政視察の削減・広報のページ数の削減等の施策を19年度から実施し、他議会との比較においても、政務調査費等の議員個人への経費支出はしていない。

また、当議会は議会改革について更なる検討をしており、その結果及び次年度以降の「報酬審

議会」の答申を待つて結論を出すこととした。

報告第5号

平成20年6月18日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

民生産業常任委員会委員長 益田美恵子

民生産業常任委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第72条の規定により報告します。

記

議案第49号 芦屋町農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決

議案第50号 芦屋町地域公共交通会議設置条例の制定について、原案可決

議案第51号 平成20年度芦屋町一般会計補正予算（第1号）について、原案可決

議案第58号 専決処分事項の承認について、承認

平成20年6月18日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

総務文教常任委員会委員長 室原 健剛

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、審査中の下記の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第70条の規定により申し出します。

記

議案第44号 芦屋町事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について、審議不十分のためなお、「企画調整に関する件」「町財政に関する件」「税制に関する件」「消防及び災害防止等に関する件」「競艇に関する件」「受付事務に関する件」「教育振興に関する件」及び「各種施策の見直しに関する件」については、閉会中に審査を要するものと決定したので、会議規則第70条の規定により申し出ます。

平成20年6月18日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

民生産業常任委員会委員長 益田美恵子

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、審査中の下記の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第70条の規定により申し出します。

記

「健康及び福祉政策に関する件」「環境政策に関する件」「道路整備に関する件」「公営住宅に関する件」「芦屋橋の建設に関する件」「国道495号線に関する件」「芦屋港湾に関する件」「上下水道に関する件」「農業、漁業及び商工振興に関する件」「観光振興に関する件」「建築及び土木に関する件」「河川に関する件」「医療及び医療行政に関する件」及び「各種施策の見直しに関する件」については、閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第70条の規定により申し出ます。

平成20年6月18日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

議会運営委員会委員長 小田 武人

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、「議会運営に関する件」「議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する件」及び「議長の諮問に関する件」については、閉会中に審査を要するものと決定したので、会議規則第70条の規定により申し出ます。

○議長 横尾 武志君

以上で朗読は終わりました。

ただいまからそれぞれの審査結果の報告について質疑を行います。

まず、総務文教常任委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、総務文教常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

次に、民生産業常任委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、民生産業常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

日程第1、議案第44号から日程第17、議案第60号までの各議案及び日程第18、議案第

1号から日程第20、議案第3号までの議案について、順不同により討論を許します。岡議員。

○議員 5番 岡 夏子君

おはようございます。5番、岡夏子。

議案第3号芦屋町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成討論を行います。

議案の内容は、議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長、議員の月額報酬をそれぞれ4%削減し、費用弁償は2,500円を2,000円にするもので、期末手当については、加算率40%を20%に引き下げ、12月の期末手当の初任給の支給率を国に合わせて0.05カ月分増額するものです。この議案については、3月議会に上程され、継続審議になっていました。私の所属する総務文教委員会に付託されたものでしたが、全議員に係る問題ということで、昨日合同委員会が開催され、審議の上、当委員会に差し戻されました。委員会の審議の結果は、先ほどの委員長報告にもありましたように、結論から申し上げます、費用弁償の500円減額分の一部、その分を残し、あと2つに関しては削除するという内容のものです。委員長報告にもあったように、これまで議会の定数についても、現行13名まで削減された経緯がありますが、議員報酬の改定に関しては、平成5年以降、芦屋町においては行われていません。平成16年秋に合併が破棄されて以降、ポート事業の不振や地方交付税や補助金のカットなどによる財政難の折から、町は今までのまちづくりに向けて、町独自の福祉施策や教育施策などをつくり、団体補助金についても削減や廃止などを行い、町民の皆さんへの痛み分けをしてきました。その後、自立の町を目指し、平成17年度から5カ年の行財政改革に乗り出し、現在に至っています。

この行革の集中改革プランの中にも、定数及び報酬の削減について掲げています。私はこれまで議員の報酬などに関して、費用弁償については日当は報酬に組み込まれているとの考えで、交通費などの実費にすべきということや、期末手当の加算割合についても、県下で一番多いことが報道されてから、根拠のない加算割合は廃止すべきと訴えてきました。3月議会以降、この議案の審議に際して、県下のデータをもとに郡内4町や類似団体の議員報酬や期末手当などの比較表を作成し、委員会にも配付いたしました。郡内外3町の特徴としては、報酬や期末手当の加算割合の削減など、平成18年度までの間に行っており、議員のみのデータですが、現行の月額報酬の開きは水巻町とにおいては48万円、岡垣町においては45万円、遠賀町と70万円の開きがあります。期末手当は芦屋町40%に対して外3町は20%になっています。原案どおり可決した場合でも、なお水巻町とは12万円、岡垣町8万円、遠賀町34万円の開きがあります。もちろん定数に関しても各町、2人から4名と先般の選挙前において定数の削減をしております。類似団体の比較においては、月額報酬は3万円から6万円の開きがあり、加算割合は最高でも20%、あとは15%や廃止しているところもあります。

これらの資料などを参考にすることで、どの議会も自治体の財政状態を勘案しながら、これまでの間、報酬削減が設定されていることが見て取れます。何より芦屋町においては、この間、町民の皆さんへの行政サービスの削減や廃止など、やむなくお願いしているにもかかわらず、この15年間、議員報酬削減が行われてこなかったことについては、町民の議会に対する理解と協力は得られないと憂慮するものです。

よって、今回町民の意見として反映されている報酬審議会の答申を尊重することと、それに基づいて提出されている原案に賛成するものです。

以上、賛成討論を終わります。

○議長 横尾 武志君

ほかにございますか。川上議員。

○議員 7番 川上 誠一君

議案第46号、48号に対する反対討論を行います。

県単独公費医療費支給制度の改定により、乳幼児医療の通院の対象年齢を3歳未満から就学までに補充、母子家庭医療費に父子家庭を新たに対象とする、障害者医療に精神障害を対象とするなど、住民の強い要求にこたえた改善点がありますが、寡婦医療の廃止を初め、65歳以上の障がい者からは新たに重度障害者同様の自己負担を徴収するなど、最も弱いと言われている障がい者や母子家庭などに対し、県全体では10億円の負担増を押し付ける内容になっており、到底容認できるものではありません。他の大多数の都道府県では、公費医療費支給制度は自治体では住民の福祉を守る地方自治体の本来の役割を一層強化する立場から、福祉3医療の今回の改悪面を町の行政が充実強化させることを求めて討論といたします。

続きまして、議案第60号の専決処分の承認についてに対する反対討論を行います。

65歳以上の公的年金支給者から個人住民税の所得割額と均等割額を09年10月分から特別徴収により年金から天引きすることになります。年金受給者のうち対象となるのは、全国で500万人から600万人、芦屋町でも2割強になろうとしています。年金からは既に所得税源泉徴収分、介護保険料に加えて、この4月から国民健康保険料と後期高齢者保険料が天引きされてます。本人の意向を踏まえずに一方的に実施することは容認できません。また、少ない年金から保険料など天引きされれば、高齢者は生活に困窮することが懸念されます。政府は税金などを年金から天引きすることについて、支払う手間をかけないため、わざわざ金融機関の窓口に出向いてお支払いする必要がなくなりますと言っています。まるで高齢者のためと言わんばかりですが、当事者から年金天引きにしてくれと要求があったという話は聞きません。高齢者は高い国保料なども自治体窓口で相談し分割して納めるなどしてやりくりしてきました。天引きは確実に100%取り立てようというものです。取りっぱぐれをなくすという取る側の都合をもつばら優

先したものです。今、消えた年金、宙に浮いた年金によって、本来受け取ることのできる年金額より少なくもらってる人が多数発生しています。年金を受け取る手続は申請主義で、申請しなければ、記録の修正すらしようとしません。その一方で年金から保険料などを取るときは何の承諾も得ず、問答無用で取り立てる、こうした本末転倒なやり方は容認できません。

以上のことから議案第60号の専決処分に反対をいたします。

○議長 横尾 武志君

ほかに、益田議員。

○議員 10番 益田美恵子君

議案第46号に諸手を挙げてとまでは言えませんが、賛成の立場から討論させていただきます。

この各医療費制度についても、私は全国どこにでもあるかなと思ったんですが、福岡県ともう1県、他県にあるということで、その福岡県の中でも私はずっと推薦してきた立場ですので、なくなるということは本当に大変申し訳ないなというふうに、積極的にこれは制度としてあるので利用されてはどうですかということで、進めてまいりました。その方にとっては、大変心苦しい思いがするんですけれども、県の中でもすべての市町村がこの寡婦医療費制度、取りつけていたわけではありません。この母子家庭と医療費の問題についてですね。だから本当にその中でも進める中でも、私がいろいろ耳にするのは、未婚の女性の方の場合、同じ対象にありながらも、結婚できなかった理由は家庭のいろんな事情があります。その中で、片や収入が200万円以上300万円未満ですかね、あっても初診料だけで済んでるではないか、なぜ自分たちはその対象にならないんだという声がたくさん上がってきたことがあります。それで国会議員の方にも報告したこともありますし、そういった不公平感ですか、それからここにも父子家庭の父というのが、母子家庭はありますが、父子家庭はないということで、男性の方ならこれはおかしいんじゃないかという、すべて収入があるとは限らないというお話もあっておりましたので、ここに父子家庭も上げられたということは、大変喜ばしいことかなと、このように思います。

それから、その寡婦医療制度の2年間の経過措置がありますけれども、これは当然周知徹底は行政側でしっかりやっていただかねばなりませんけれども、今度は乳幼児医療費のほうに就学前まで今度は導入されるということで、本当に小さいお子様を持っていらっしゃる家庭にとっては、これほどの喜びはないんじゃないかと、就学前まで就学前までとって、やっとなか月前ですか、私一般質問させていただいて、5歳まで延ばしてもらいたいとかありましたけれども、それが就学前まで単独事業としてやっていただける。この廃止の問題について、ほかの市町村においてすべて乳幼児医療を就学前まで取りつけるということはありません。その点については本当に芦屋町にとっては喜ばしいことかな、県下においては二、三日前でしたか、出生率が県では上がった

という朗報があっておりました。やはりそういった小さい子どもは宝ですので、やはり高齢者を支えていくためには、乳幼児のときから支えがあって、若者も支えていっていただくという、そういった政策というのはこれからも必要になるのではないかなと思います。

それからもう1つ、友達がこのたび入院したんですけれども、80歳ぐらいの方です。その方がやはり最低の減額制度を導入しても2万円弱のお金を支払っているわけですね。寡婦医療の方については初診料のみということでございますので、この辺の本当に苦しいところではありますけれども、賛成討論をさせていただきます。以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかに、今井議員。

○議員 6番 今井 保利君

6番、今井です。20年度福岡県遠賀郡芦屋町一般会計補正予算（第1号）について、この議案についての賛成討論を行います。

今回のこの補正予算の議案については、いろいろな重要な意味を含んでおりまして、正直賛否、私自身は若干迷いました。しかし私の所管委員会での審議内容には異議なく可決、委員会でも賛成をいたしました。そこで私は、特にこれから述べる2つの点を今後の芦屋町の財政と将来を見据える中で、この議案の留意点、今後の留意点と指摘することで賛成討論にかえさせていただきたいと思います。

1つは、今回のこの補正予算の中身を見直しますと、相変わらず工事費用の増額補正のオンパレードです。私がこれまで議員やってて毎回大型工事はこのパターン、一度として減額補正は見たことはありません。これでは我々が当初予算でそして同時に入札の際の一連の議案の提出から委員会の審議、表決、すべての業務をむだにして、台なしにしてということでもあります。もっと極端な言い方をすると、もうこの古い体質のなれ合い的な追加工事、業者を太らせるといった仕事の流れとは決別する時期だと私は判断します。このような仕事のやり方は決して町民のためにはならないことを我々は知る時期だと思います。これを1点目の指摘、今後の課題として言いたいことです。

2点目は、相変わらず国からの補助金を当てにしての事業を行うことです。確かに今回は新しい箱物をつくらないという発言も聞きますが、建物を改修することで幾ら有利とはいえ、補助金を借り入れます。将来この総額の30%の負担部分を我々が今後返済しなければならず、同時に毎年の経費、建物ランニングコストは上昇します。今回の補正を議案として提出する際には、まずこのランニングコスト、物件費の上昇と負担部分の返済が事前に執行部として明確にシミュレーションとしてその結果を議案提出の判断と執行部はすべきだと思います。そして執行部でこれを可とするときには、議案として上程されたときには、提案理由の中で明確に経緯と財政シ

シミュレーションの数値を議会に示して審議をさせるべきことだと思います。

確かに町民のニーズは幾らでも多様にあります。これにどう答えるかは財政が豊かなときどのようにも答えればいいし、また答えられます。しかし現実にこの芦屋町は現在、義務的経費、これが払えなくなってる、昨年度のシミュレーションを見ると、今後、10億円までこれを借り入れることでやっと成り立ってるという財政、最終的にこの10億円は据え置きか、以降、将来のつけ、ローン払いでかろうじて芦屋町は成り立っているというシミュレーションです。今までにこのようなローン借入れは芦屋町ではありませんし、全国の各自治体でも前例はありません。今年度から日本全国このような借入れを国が支援してることは、また認めてることは、国の施策として異常なことだと思います。普通このような借入れをした場合、再建団体に落ちていくという財政指標として、今までは去年までは扱ってきた。国はちょっと方針を変えてしまった。

確かに当町も退職者が急にふえるということで、この借入れを行うことは、現在の従業員の年齢、要員構成ではやむを得ないと考えます。だとしても我々は財政再建団体と同じ状況だと、今あるということを認識すべき時期だと思います。その上でこの借入れを最小限に今後すべく、全労力を傾けるべき時期だと思います。

また一方では、本来はこの借入れをする前に、私はまず義務的経費をきちんと確保して、借金をしないでどう財政を賄うか、真剣に討議すべきだったと痛切に感じます。この方法では現在討議が全く行われない中で、やりたい必要なことを議案として出すかどうか、この方法では町の将来、未来を語ることはできません。真剣にこの義務的経費をまず確保して、その上で町民に必要な事業は何かを話し合う時期です。その義務的経費を確保する中ではいろいろ課題は出ます。例えば、建物、土地、所有する施設の整理統合も視野に入ってくるでしょうし、そして税金で賄う本当に町民のニーズは何か、必要な町の仕事をどれをどのようにするべきかといった大きな課題も出ます。そのときこれを我々執行部と議会が一緒になって課題を解決していく、その解決していく過程で将来の芦屋町が見えると思いますので、ぜひこの辺の財政に対する2点目の課題を十分今後の私自身、議員としても今後やらなきゃいけないと思いますけれども、課題と指摘することで私の討論を終わります。

○議長 横尾 武志君

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、以上で討論は終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。まず、日程第1、議案第44号について、総務文教常任委員長から閉会中の審

議を付託されるよう要望がなされております。つきましては、これを要望のとおり、総務文教常任委員会に閉会中の審議を付託することといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

次に、日程第2、議案第45号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第45号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第3、議案第46号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第46号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第4、議案第47号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第47号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第5、議案第48号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第48号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第6、議案第49号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第49号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第7、議案第50号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第50号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第8、議案第51号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第51号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第9、議案第52号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第52号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第10、議案第53号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第53号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第11、議案第54号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第54号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第12、議案第55号について、委員長報告のとおり原案を承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第55号は原案を承認することに決定いたしました。

次に、日程第13、議案第56号について、委員長報告のとおり原案を承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第56号は原案を承認することに決定いたしました。

次に、日程第14、議案第57号について、委員長報告のとおり原案を承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第57号は原案を承認することに決定いたしました。

次に、日程第15、議案第58号について、委員長報告のとおり原案を承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第58号は原案を承認することに決定いたしました。

次に、日程第16、議案第59号について、委員長報告のとおり原案を承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第59号は原案を承認することに決定いたしました。

次に、日程第17、議案第60号について、委員長報告のとおり原案を承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第60号は原案を承認することに決定いたしました。

次に、日程第18、議案第1号について、委員長報告は修正可決です。よって、修正部分についてまず採決をいたします。委員長報告のとおり修正することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、修正することに決定いたしました。

次に、修正部分を除く原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、修正部分を除く原案は可決することに決定いたしました。

次に、日程第19、議案第2号について、委員長報告は修正可決です。よって、修正部分についてまず採決をいたします。委員長報告のとおり修正することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、修正することに決定いたしました。

次に、修正部分を除く原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、修正部分を除く原案は可決することに決定いたしました。

次に、日程第20、議案第3号について、委員長報告は修正可決です。よって、修正部分についてまず採決をいたします。委員長報告のとおり修正することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、修正することに決定いたしました。

次に、修正部分を除く原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、修正部分を除く原案は可決することに決定いたしました。

次に、それぞれの常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の付託案件について、それぞれ再付託の要望がなされております。つきましては、これを要望のとおり再付託することといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたします。

以上で採決は終わります。

○議長 横尾 武志君

次に、新たな議案が提出されておりますので、この際、一括議題とし上程し、局長に議案の朗読をさせた上、町長に提案理由の説明を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたします。

局長に朗読を命じます。

[朗 読]

○議長 横尾 武志君

以上で朗読が終わりました。

次に、町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 波多野茂丸君

皆さんおはようございます。

議員の皆様におかれましては、連日のご審議、大変ご苦勞さまでございます。早速でございますが、本日追加提案出しております議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第61号の庁舎改修本体工事（建築）請負契約の変更につきましては、各階床・壁等、構造躯体の劣化部分を改良する必要があるため、2,917万6,350円増額するものでございます。

議案第62号の過疎地域自立促進計画（後期計画）の変更につきましては、町内3公民館整備事業等、過疎債の適用を受ける事業を追加するものでございます。

議案第63号の芦屋町固定資産評価審査委員会委員の選任同意につきましては、安高俊光氏の任期が平成20年6月21日をもって満了となりますので、安高氏を再度選任いたしたく議会の同意をお願いするものです。

安高氏は平成14年6月に固定資産審査委員会委員に就任され、委員として適任でありますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

以上、簡単ではありますが、提案理由のご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長 横尾 武志君

以上で提案理由の説明は終わります。

ただいまから質疑を行います。まず、日程第21、議案第61号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第61号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第22、議案第62号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第62号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第23、議案第63号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第63号についての質疑を打ち切ります。

以上で質疑は終わります。

お諮りします。日程第21、議案第61号、日程第22、議案第62号については総務文教常任委員会に審査を付託し、日程23、議案第63号については人事案件ですので、質疑、討論を省略し採決したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時41分休憩

午前11時10分再開

○議長 横尾 武志君

再開します。

総務文教常任委員長に審査結果の報告を求めます。総務文教常任委員長。

〔朗 読〕

報告第6号

総務文教常任委員会付託議案審査結果報告書

1、議案第61号 庁舎改修本体工事（建築）請負契約の変更について

1、議案第62号 過疎地域自立促進計画（後期計画）の変更について

本委員会は本日付託を受けた右の議案について慎重審議した結果、原案を可決すべきものと決定した。

以上、報告いたします。

平成20年6月19日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

総務文教常任委員会委員長 室原 健剛

○議長 横尾 武志君

以上で報告は終わりました。

ただいまから審査結果の報告について、総務文教常任委員長に対する質疑をいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、総務文教常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

日程第21、議案第61号から日程第22、議案第62号までの各議案について、順不同により討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、以上で討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第21、議案第61号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第61号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第22、議案第62号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第62号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第23、議案第63号について、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第63号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

以上で採決を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で本日の議事はすべて終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、あわせて平成20年芦屋町議会第2回定例会を閉会いたします。

長い期間のご審議、お疲れさまでした。

午前11時13分閉会